

個人用為替証拠金基準額の算出に係る百分率の数値

取引所為替証拠金取引に関する証拠金及び未決済取引の引継ぎ等に関する規則（以下「為替証拠金規則」という。）第 22 条の 2 第 1 項に規定する本取引所が定める百分率の数値は、百分の 4 とする。

（平成 23 年 8 月 1 日 変更）

附則

1. この規則は、平成 22 年 8 月 1 日から施行する。
2. この規則の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、為替証拠金規則第 22 条の 2 に規定する本取引所が定める百分率の数値として、取引所為替証拠金取引の種類に応じ、次の各号に掲げる数値を適用する。
 - (1) 米ドル・日本円取引所為替証拠金取引、ユーロ・日本円取引所為替証拠金取引、英ポンド・日本円取引所為替証拠金取引、豪ドル・日本円取引所為替証拠金取引、スイスフラン・日本円取引所為替証拠金取引、カナダドル・日本円取引所為替証拠金取引、NZ ドル・日本円取引所為替証拠金取引 百分の二
 - (2) 南アランド・日本円取引所為替証拠金取引、トルコリラ・日本円取引所為替証拠金取引、ノルウェークローネ・日本円取引所為替証拠金取引、香港ドル・日本円取引所為替証拠金取引、スウェーデンクローナ・日本円取引所為替証拠金取引、メキシコペソ・日本円取引所為替証拠金取引、ポーランドズロチ・日本円取引所為替証拠金取引 百分の四
 - (3) ユーロ・米ドル取引所為替証拠金取引、英ポンド・米ドル取引所為替証拠金取引、英ポンド・スイスフラン取引所為替証拠金取引、米ドル・スイスフラン取引所為替証拠金取引、米ドル・カナダドル取引所為替証拠金取引、豪ドル・米ドル取引所為替証拠金取引、ユーロ・スイスフラン取引所為替証拠金取引、ユーロ・英ポンド取引所為替証拠金取引、NZ ドル・米ドル取引所為替証拠金取引、ユーロ・豪ドル取引所為替証拠金取引、英ポンド・豪ドル取引所為替証拠金取引 百分の三

附則

個人用為替証拠金基準額の算出に係る百分率の数値

この変更規則は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。